

XVIII 農林水産業団体の部

解説

この部には、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農業委員会等への女性の参画状況に関する統計を収録した。

各統計についての概要は、次のとおりである。

1 農業協同組合

農林水産省経営局の「農業協同組合等現在数統計」を収録した。

これは、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人の毎年度末現在の設立、合併、解散等の状況を把握するために実施したものである。

(1) 農業協同組合

農業協同組合法に基づき、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的に設立された協同組織をいう。

(2) 連合会

農業協同組合法に基づき、農業協同組合等を会員として、組合の機能を補充するとともに、組合間の統一、融和を図るために設立された協同組織をいう。

2 森林組合

林野庁の「森林組合統計」及び全国森林組合連合会の「森林組合連合会統計」を収録した。

森林組合統計は、全国の森林組合及び生産森林組合における組織・執行体制、財務及び事業全般にわたる実態を明らかにするために実施したものである。

(1) 森林組合

森林組合法に基づき、森林の所有者が、森林の保全や林業に関わる事業を共同で行うために設立された協同組織をいう。

(2) 生産森林組合

森林組合法に基づき、森林の所有者が、森林の所有と経営と労働の一致を理念として、森林経営の全部の共同化等を行うために設立された協同組織をいう。

(3) 連合会

森林組合法に基づき、森林組合等を会員として、森林組合では困難な大規模経済の有利性の確保を主たる目的に設立された協同組織をいう。

3 水産業協同組合

水産庁の「水産業協同組合年次報告」を収録した。

これは、水産業協同組合の組織状況、事業実績、財務状況、損益状況に関する実態を把握するために実施したものである。

(1) 漁業協同組合

水産業協同組合法（以下「水協法」という。）第2章に規定する漁業協同組合をいう。

(2) 漁業生産組合

水協法第3章に規定する漁業生産組合をいう。

(3) 水産加工業協同組合

水協法第5章に規定する水産加工業協同組合をいう。

(4) 連合会

水協法第4章に規定する漁業協同組合連合会、同法第6章に規定する水産加工業協同組合連合会、同法第6章の2に規定する共済水産業協同組合連合会をいう。

4 農業委員会、農協及び漁協への女性の参画状況

農林水産省経営局の資料及び水産庁の資料を収録した。

農業委員会とは、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行するために市町村に設置している行政委員会をいう。